



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日
(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

規 則

- 沖縄県立芸術大学授業料等の徴収に関する条例施行規則の一部を改正する規則（文化振興課）…………… 1

告 示

- 優良図書等の推奨（青少年・子ども家庭課）…………… 1
- 有害図書等の指定（青少年・子ども家庭課）…………… 2
- 民有保安林の指定の解除の予定（森林管理課）…………… 2
- 漁船損害等補償法施行令に基づく付保義務の同意を求めるための事前届出（水産課）…………… 2
- 指定管理者の指定（情報産業振興課）…………… 3
- 建築士法による指定試験機関の所在地の変更（建築指導課）…………… 3

公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請（県民生活課）…………… 3

公安委員会事項

- 警備員指導教育責任者講習の実施…………… 3

規 則

沖縄県立芸術大学授業料等の徴収に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 8月 5日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第44号

沖縄県立芸術大学授業料等の徴収に関する条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県立芸術大学授業料等の徴収に関する条例施行規則（昭和61年沖縄県規則第20号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成26年度」を「平成27年度」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

沖縄県告示第426号

沖縄県青少年保護育成条例（昭和47年沖縄県条例第11号）第6条第1項の規定により、優良図書等を次のとおり推奨した。

平成26年 8月 5日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

1 推奨した図書等の種類、題名等

種類	図書等の名称	発行所名	推奨対象者
図書	エイサーだいこでちむどんどん	有限会社ジグゼコミュニケーションズ	小学生、中学生

- 2 推奨年月日 平成26年 7 月28日
- 3 推奨した理由 図書等の内容が青少年の健全な育成に特に有益である。

沖縄県告示第427号

沖縄県青少年保護育成条例（昭和47年沖縄県条例第11号）第12条第1項の規定により、有害図書等を次のとおり指定する。

平成26年 8 月 5 日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

1 指定した図書等の種類、題名等

種類	図書等の名称	号 別	発行所名
雑誌	裏ネタ J a c k	8 月号	株式会社ダイアプレス
雑誌	黄金の G T	8 月号	株式会社普遊舎
雑誌	裏モノ J A P A N	8 月号	株式会社鉄人社
コミック	Y o u n g L o v e C o m i c a y a	7 月号	宙出版社
コミック	恋愛白書パステル	8 月号	宙出版社

- 2 指定する理由 図書等の内容の全部又は一部が著しく性的感情を刺激し、又は著しく粗暴性、残虐性、犯罪若しくは自殺を誘発助長する等青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

沖縄県告示第428号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成26年 8 月 5 日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 解除予定保安林の所在場所 島尻郡南大東村字北1番1（次の図に示す部分に限る。）、223番4、223番5、223番6、223番7、223番8、223番9
- 2 保安林として指定された目的 潮害の防備
- 3 解除の理由 農業用道路とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県南部林業事務所において縦覧に供する。）

沖縄県告示第429号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）に基づく普通損害保険に付すべき義務の同意を求めるための事前届出があった。

なお、当該届出に係る指定漁船調書を平成26年 8 月 5 日から同月19日まで与那原・西原町漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

平成26年 8 月 5 日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 発起人の住所及び氏名 与那原町字板良敷745番地 仲里全芳、与那原町字与那原723番地の1 仲村渠常治
- 2 加入区 与那原加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条（義務付保漁船についての保険料の集収及び払込等）第1項の申出をする漁業協同組合の名称 与那原・西原町漁業協同組合

沖縄県告示第430号

沖縄 I T 津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例（平成21年沖縄県条例第21号）第6条の規定により、沖縄 I T 津梁パーク施設企業集積施設2号棟の指定管理者を次のとおり指定した。

平成26年8月5日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 指定管理者となる団体 株式会社沖縄ダイケン 那覇市おもろまち1丁目1番12号
- 2 指定の期間 平成26年8月1日から平成28年3月31日まで

沖縄県告示第431号

建築士法（昭和25年法律第202号。以下「法」という。）第15条の6第3項において準用する法第10条の6第2項の規定により、次のとおり二級建築士等試験事務を行う事務所の所在地の変更の届出があった。

平成26年8月5日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 県指定試験機関の名称 公益財団法人建築技術教育普及センター
- 2 二級建築士等試験事務を行う事務所の所在地（変更後のもの） 東京都千代田区紀尾井町3番6号
- 3 変更しようとする年月日 平成26年8月18日

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県子ども生活福祉部県民生活課において、平成26年9月17日まで縦覧に供する。

平成26年8月5日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 申請のあった年月日 平成26年7月18日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人フレンズハウス
- 3 代表者の氏名 照喜名実
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県沖縄市知花一丁目1番10号
- 5 定款に記載された目的 この法人は、障がいをもつ人、もたない人、すべての人が地域で共に暮らし日常生活を普通に送ることができるように支援を行い、豊かな人間づくりと地域社会づくりに取り組むことによって、福祉の増進に寄与することを目的とする。

公安委員会事項**沖縄県公安委員会告示第83号**

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号の規定による警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

平成26年8月5日

沖縄県公安委員会

- 1 実施する講習
 - (1) 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）
 - (2) 講習規則第6条に規定する講習（以下「追加取得講習」という。）
- 2 講習期間等
 - (1) 新規取得講習

区分	講習期間	時間	場所
法第2条第1項第2号に規定する警備業務	平成26年9月8日（月曜日）から同月12日（金曜日）まで	午前9時から午後5時（平成26年9月12日にあつては、午後3時）まで	那覇市西3丁目14番1号 那覇地域職業訓練センター 2階視聴覚教室
	【考査】9月12日（金曜日）	午後3時20分から午後5時まで	

(2) 追加取得講習

区分	講習期間	時間	場所
法第2条第1項第2号に規定する警備業務	平成26年9月11日（木曜日）から同月12日（金曜日）まで	午前9時から午後5時（平成26年9月12日にあつては、午後3時）まで	那覇市西3丁目14番1号 那覇地域職業訓練センター 2階視聴覚教室
	【考査】9月12日（金曜日）	午後3時20分から午後3時55分まで	

3 受講定員

- (1) 新規取得講習 30人
(2) 追加取得講習 30人

4 受講対象者

- (1) 新規取得講習 受講対象者については、法第2条第1項第2号の警備業務（以下「当該警備業務」という。）に係る講習の受講を希望する者で、受講申込時において、次のいずれかに該当するものに限る。

- ア 最近5年間に当該警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの
エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定等に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者
オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの

- (2) 追加取得講習 受講申込時において、当該警備業務以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であつて、次のいずれかに該当するものに限る。

- ア 最近5年間に当該警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
イ 1級検定に係る合格証明書の交付を受けている者
ウ 2級検定に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの
エ 旧1級検定に合格した者
オ 旧2級検定に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの

5 受講申込みに必要な書類

- (1) 警備員指導教育責任者講習受講申込書（提出前6月以内に撮影した無帽、無背景、縦4.0センチメートル、横3.6センチメートルの顔写真を貼付したものに限り。） 1通
(2) 受講対象者に該当することを疎明する書面
ア 新規取得講習

- (7) 4(1)アに該当する者 当該警備業務に従事していたことを証明する警備業者等が作成する書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書
- (イ) 4(1)イに該当する者 当該警備業務の1級検定に係る合格証明書の写し
- (ウ) 4(1)ウに該当する者 当該警備業務の2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書
- (エ) 4(1)エに該当する者 当該警備業務の旧1級検定に係る検定合格証の写し
- (オ) 4(1)オに該当する者 当該警備業務の旧2級検定に係る検定合格証の写し及び警備業務従事証明書

イ 追加取得講習

- (7) 4(2)アに該当する者 警備業務従事証明書、履歴書及び指導教育責任者資格者証等の写し
- (イ) 4(2)イに該当する者 当該警備業務の1級検定に係る合格証明書の写し及び指導教育責任者資格者証等の写し
- (ウ) 4(2)ウに該当する者 当該警備業務の2級検定に係る合格証明書の写し、警備業務従事証明書及び指導教育責任者資格者証等の写し
- (エ) 4(2)エに該当する者 当該警備業務の旧1級検定に係る検定合格証の写し及び指導教育責任者資格者証等の写し
- (オ) 4(2)オに該当する者 当該警備業務の旧2級検定に係る検定合格証の写し、警備業務従事証明書及び指導教育責任者資格者証等の写し

6 受講申込手続等

(1) 受付期間

ア 新規取得講習 講習の受付期間及び受付時間は、平成26年8月14日（木曜日）から同月20日（水曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前9時30分から午後6時までとする。ただし、受講定員に達した場合は、受付期間内であっても受付を締め切ることがある。

イ 追加取得講習 講習の受付期間及び受付時間は、平成26年8月18日（月曜日）から同月22日（金曜日）までのそれぞれの日の午前9時30分から午後6時までとする。ただし、受講定員に達した場合は、受付期間内であっても受付を締め切ることがある。

(2) 提出先

ア 沖縄県内に居住する者 受講申込者の住居地を管轄する警察署の生活安全課（係）又は沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課

イ 沖縄県外に居住する者 沖縄県内の警察署の生活安全課（係）又は沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課

(3) 受講申込みの際には、5に掲げる受講申込みに必要な書類を持参の上、(2)に掲げる提出先に受講希望者本人が提出すること。郵送による申込み及び本人以外の者が行う申込みは、受け付けない。

(4) 受講手数料 新規取得講習手数料38,000円又は追加取得講習手数料14,000円は、沖縄県証紙により、受講申込書提出時に納付すること。なお、既納の手数料は、還付しない。

7 講習業務の委託 講習は、一般社団法人沖縄県警備業協会に委託して実施する。

8 その他

(1) 講習の初日は、午前8時30分から午前8時50分までに受講手続を終えること。

(2) 受講の当日は、筆記用具を持参すること。

(3) 受講についての問合せ先 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課
電話番号 (098) 862-0110 (内線3032-3034) 又は沖縄県内の最寄りの警察署の生活安全課（係）

発 行 所
沖 縄 県 総 務 部
総務私学課
電話番号 098-866-2074

印 刷 所 株式会社 ちとせ印刷
〒901-2131 浦添市牧港二丁目1番5号